

岩手県告示第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成27年岩手県告示第530号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市、花巻市、釜石市及び奥州市
- 2 実施した期間 平成27年6月26日から平成28年3月12日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（基準点測量）